

令和8年6月9日

## 【南河内初】離婚に伴う養育費確保に向けたさらなるサポート！

### 新たな取り組みを開始します

羽曳野市では、ひとり親家庭のこどもの健やかな成長のため、養育費確保支援に関する取り組みを続けています。今回、南河内初の取り組みとして、法務大臣から認証を受けた民間事業者が行う“裁判以外の方法により紛争解決を行う手続き（ADR）に係る費用の補助”を新たに開始しました。

離婚を考える父母の不安を取り除きつつ、養育費を取り決めるまでの煩雑な協議を裁判や調停と比べて迅速・柔軟に進めることができ、かつ、コストを抑えられるADRの利用をサポートすることで、養育費確保につなげます。



#### ●養育費の取決めに関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進補助事業

##### －事業概要－

- 事業開始日： 令和8年6月1日（月）
- 対象者： 羽曳野市内に居住し、要件を満たす方で、現に養育費の取決めの対象となるこどもを養育している方（所得制限があります。）
- 事業内容： こどもの養育費等に関する取決めを裁判外紛争解決手続（ADR）により行った際に要した費用の一部を補助します。
- 補助金額： 40,000円（上限）

●これまでの取り組み

羽曳野市では養育費の履行確保支援事業として、令和4年度から「公正証書等作成促進補助事業」「養育費の保証促進補助事業」、令和7年度から「養育費確保支援事業」を実施しています。  
また、市独自の取り組みとして令和5年度から「離婚前後の親支援講座」を開催しており、養育費や共同養育など離婚にまつわる悩みを抱える父母をサポートしています。

●裁判外紛争手続(ADR)とは

法務大臣から認証を受けた民間事業者(認証 ADR 事業者)が行う裁判以外の方法により紛争解決を行うもので、利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、双方の意見をよく聞き、専門的な知見をいかして話し合いをすることで、紛争解決を目指すものです。  
専門性を確保しつつ、裁判より迅速・柔軟・低コストであることが特徴です。

<お問合せ先>

羽曳野市こどもえがお部こども政策課 児童支援担当  
電話番号：072-958-1111（内線 1220）  
メールアドレス：kodomoseisaku@city.habikino.lg.jp